

01

岡山市環境保全条例の改正方針

資料 1

1 新たな環境問題への対応

近年の時代の潮流を踏まえ、「気候変動」「生物多様性の損失」「環境汚染」などの重要課題への対応として、市が取り組む施策の実効性を確保

2 特定建築物制度の廃止

公害が社会問題化していた昭和40年代に盛り込まれた「環境に影響を及ぼす恐れのある建築物を把握するための届出制度」であり、昨今の企業のコンプライアンス意識の向上に伴い、一定の役割を終了

3 「環境基本条例」相当規定の独立

環境の保全に係る基本理念や施策の基本となる事項と公害防止等に係る事業場規制が混在しているため、市民へのわかりやすさの観点から、前者を「環境基本条例」として独立・制定

4 その他の対応

上記3に伴う文言修正、また、その他必要な修正

02

「環境基本条例」相当規定の独立

○ 岡山市環境保全条例(現行)

前文

第1章 総則 (第1条 - 第6条)

第2章 ~~環境の保全及び創造に関する基本的施策等~~

~~第1節 施策の策定等に係る指針 (第7条)~~

~~第2節 総合的推進のための施策 (第8条 - 第12条)~~

~~第3節 効果的推進のための施策 (第13条 - 第25条)~~

~~第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制 (第26条)~~

第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等

第1節 ~~地球環境の保全 (第27条 - 第28条)~~

第2節 生物多様性の保全 (第29条 - 第29条の20)

第2節の2 緑の保全及び育成 (第30条 - 第30条の19)

第3節 都市生活活動からの環境保全 (第31条 - 第37条)

第4節 事業活動からの環境保全 (第38条 - 第52条)

第4章 ~~環境の保全に関する審議会~~

第5章 雑則 (第53条 - 第57条)

第6章 罰則 (第58条 - 第68条)

附則

○ 岡山市環境基本条例

前文

第1章 総則

第2章 環境の保全に関する基本的施策等

第1節 施策の策定等に係る指針

第2節 総合的推進のための施策

第3節 効果的推進のための施策

第4節 環境の保全に関する施策を推進するための体制

第5節 地球環境保全

第3章 環境の保全に関する審議会

附則

03

環境基本条例相当規定のポイント（1/4）

環境基本条例 ▶ 前文

特にご審議いただきたい箇所

- <まちの特色・歴史> → <これからの課題> → <責務> → <条例制定の意義>の構成は、現行条例を引き継ぐ
- 新しい環境のキーワードを用いて、書き換える

環境基本条例 ▶ 第1条

- 「環境の保全」に復元・創造等を含むことを明示した上で、「環境の保全及び創造等」を「環境の保全」に修正（以下同じ）
- 「事業者及び市民」「市民及び事業者」が混在するため、後者に統一（以下同じ）
- 基本条例であるため、個別施策に関する表現は削除

04

環境基本条例相当規定のポイント（2/4）

環境基本条例 ▶ 第3条

- 「子孫」という表現は、血筋のつながった家系における子・孫という印象の言葉であるため、第1条の「将来の市民」に置き換える
- 定義されていない「環境保全」の語は使用せず、「環境の保全」に表現を統一（以下同じ）

環境基本条例 ▶ 第4条、第5条、第6条

- 「基本理念にのっとり」を追加
- 「市民及び事業者」に統一したことに合わせ、「市民の責務」→「事業者の責務」の順にするため、現行の環境保全条例の第5条（事業者の責務）と第6条（市民の責務）の順序を入れ替える

05

環境基本条例相当規定のポイント (3/4)

環境基本条例 ▶ 第7条

特にご審議いただきたい箇所

- 現行の環境保全条例第7条第1号と第2号を統合して、書き換える
- 「大気汚染」「騒音」「振動」などを併せて「公害」（環境基本条例第2条に定義あり）の語を使用
- 石綿・土壌汚染等のリスク管理を念頭に、「化学物質に…」を追加【以上第1号】
- 生物多様性に関する新しい表現「自然資本…活動」（※環境省の環境基本計画策定に関する資料からの表現を引用）を使用【第3号】
- 循環型社会形成推進基本法に定義のある「循環型社会」の文言を使用【第6号】
- 新しい環境問題に関するキーワードを用いて書き換え【第7号】

○前回の審議会での課題 …「協働」に関する内容追加について

施策への取り組み方である「協働」に関する内容について、施策の元となる課題が並ぶ同条に加えるのは違和感があるため、追加しない。 → 第21条（市民等の参加）で捉える

06

環境基本条例相当規定のポイント（4/4）

環境基本条例 ▶ 第11条

特にご審議いただきたい箇所

- 環境保全条例の規制措置の根拠となる条文を新設
- 内容は、「公害」「自然環境」「その他」の3本立てとする

環境基本条例 ▶ 第27条、第28条

- 他政令市や県の基本条例では、「施策の推進」→「国際協力」の順が多数であるため、現行の環境保全条例第27条（国際協力の推進）と第28条（地球環境の保全の推進）の順序を入れ替える

07

「環境基本条例」分離後の「環境保全条例」

○ 岡山市環境保全条例（現行）

前文

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 ~~環境の保全及び創造に関する基本的施策等~~

~~第1節 施策の策定等に係る指針（第7条）~~

~~第2節 総合的推進のための施策（第8条－第12条）~~

~~第3節 効果的推進のための施策（第13条－第25条）~~

~~第4節 環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制（第26条）~~

第3章 環境の保全及び創造に関する重点的施策等

~~第1節 地球環境の保全（第27条－第28条）~~

第2節 生物多様性の保全（第29条－第29条の20）

第2節の2 緑の保全及び育成（第30条－第30条の19）

第3節 都市生活活動からの環境保全（第31条－第37条）

第4節 事業活動からの環境保全（第38条－第52条）

第4章 ~~環境の保全に関する審議会~~

第5章 雑則（第53条－第57条）

第6章 罰則（第58条－第68条）

附則

○ 岡山市環境保全条例（新）

第1章 総則（第1条－第6条）

第2章 **削除**

第3章 環境の保全**及び創造**に関する重点的施策等

第1節 **総合的推進**（第27条・第28条）

第2節 生物多様性の保全（第29条－第29条の20）

第2節の2 緑の保全及び育成（第30条－第30条の19）

第3節 都市生活活動からの環境の保全（第31条－第37条）

第4節 事業活動からの環境の保全（第38条－第52条）

第4章 **削除**

第5章 雑則（第53条－第57条）

第6章 罰則（第58条－第68条）

附則

08

環境保全条例の改正のポイント（1／3）

環境保全条例 ▶ 第1条

特にご審議いただきたい箇所

- 「環境基本条例」相当規定の分離に伴い、環境保全条例に見合う「目的」に改正する

環境保全条例 ▶ 第2条

- 環境基本条例で定めた用語は、引用とする【第1号】【第2号】
- 「特定建築物」は同制度廃止に伴い削除する【第8号】

09

環境保全条例の改正のポイント（2/3）

環境保全条例 ▶ 第4条、第5条、第6条

特にご審議いただきたい箇所

- 環境保全条例に見合う「市の責務」「市民の責務」「事業者の責務」に改正する
- 「市民及び事業者」に統一したことに合わせ、「市民の責務」→「事業者の責務」の順にするため、現行の環境保全条例第5条（事業者の責務）と第6条（市民の責務）の順序を入れ替える

環境保全条例 ▶ 第27条

- 第3章第1節の名称を「総合的推進」とした上で、現行の環境保全条例第10条を第27条に移動し、修正する

10

環境保全条例の改正のポイント (3/3)

環境保全条例 ▶ 第40条

- 特定建築物制度廃止に伴い、削除する
- 本条文の削除に伴い、第42条以降（42条、43条、44条、45条、46条、67条）に必要な文言修正を行う

11 | スケジュール

年度	R5					R6												
月	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
フロー	● 諮問	→ 条例案作成					→ 最終案作成					● 答申			● 決裁			
市民								↔ パブリックコメント										
審議会	● 改正方針について						● 今回 ● 条例案について				● パブコメ結果報告 ● 答申案について							
庁内調整						→ 改正内容の照会												
議会	● [委員会] 着手報告										● [委員会] 改正案説明				● [議会] 議案提出			